九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和７年７月１日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道10号	宮崎県都城市高木町6272番２から宮崎県都城市乙房町1864番１まで
一般国道208号	福岡県大川市大字大野島字東乾角1101番１から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下1543番１まで

２　指定する期日　令和７年７月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年７月１日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道10号	宮崎県都城市高木町6272番２から宮崎県都城市乙房町1864番１まで
一般国道208号	福岡県大川市大字大野島字東乾角1101番１から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下1543番１まで

２　指定する期日　令和７年７月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するようとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
森林知海道雨竜郡幌加内町字添牛内国有林石狩計画区空知森林管理署二小班から六班まで同一小字林石狩計画区空知森林区署北六八郡幌加内町字林石狩計画区空知森林区署二六班から七班まで同一小字林石狩計画区空知森林区	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年七月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和７年７月１日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	釧路市阿寒町下舌辛３番54から同市北園41番290まで
倶知安余市道路	北海道余市郡仁木町東町12丁目12番２地先から同郡余市町登町206番１地先まで
中樹林道路	北海道空知郡南幌町513番２から江別市江別太335番27まで
一般国道238号	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別4436番１から同村知来別4621番まで
一般国道239号	北海道上川郡下川町二の橋955番１から同村町二の橋570番２まで

２　指定する期日　令和７年７月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり解除する。

令和７年７月１日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道238号	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別4436番１から同村知来別4621番まで
一般国道239号	北海道上川郡下川町二の橋955番１から同町二の橋570番２まで
一般国道276号	北海道岩内郡共和町幌似2083番１から同町幌似2108番２まで

２　解除する期日　令和７年７月１日